

平成31年度 奈良県建設業講習会開催業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は「平成31年度 奈良県建設業講習会開催業務委託」について、発注者（奈良県建設業・契約管理課）を甲とし、受注者を乙として必要事項を定めるものとする。仕様書に記載のない業務実施方法や報告事項等の詳細については、別途協議の上、決定するものとする。

2 業務の目的

地域の建設業者は、社会資本の維持管理や災害時の応急対応などを担う不可欠な存在である。本県において技術と経営に優れた建設業者を育成するため、有資格者の増加、法令の遵守などに資する講習会を開催する。

3 業務期間

令和元年5月9日から令和2年3月31日まで

4 業務の概要

5「講習会の内容」に記載の講習会を実施するにあたり、下記（1）～（13）の業務支援を行う。なお、各業務の詳細については、6「業務内容」に記載のとおりとする。

- （1）講師との連絡調整
- （2）会場との連絡調整
- （3）募集、案内
- （4）受講者の申込受付
- （5）受講者名簿の作成・提出
- （6）受講票の発行
- （7）使用する物品の準備
- （8）テキストの用意、提供
- （9）当日の運営
- （10）講習会終了後のアンケート調査の項目検討・実施・集計・結果の作成
- （11）報告書の提出
- （12）技術者の継続学習制度への対応
- （13）講習会に係る支出

5 講習会の内容

< 1 > 1級土木施工管理技術検定試験講習

①目的

県内で建設業に従事している技術者の施工技術の向上を図るため1級土木施工管理技士資格取得を支援する。

②内容

1級土木施工管理技術検定試験の試験科目（学科試験・実地試験両方）の

解説を行う。

③対象

原則として、奈良県に本店を置く建設業者に所属する者のうち、1級土木施工管理技術検定試験を受験意志のある者。

④開催期日

学科対策 令和元年6月1日（土）、2日（日）

実地対策 令和元年8月～9月末日までに開催するものとする。

⑤時間数

学科対策について、2日間にわたり12時間計5科目を実施する。

実地対策については、1日間（約6時間）で実施する。

⑥開催規模及び会場

募集定員100名

奈良県橿原総合庁舎1階101会議室

< 2 > 2級土木施工管理技術検定試験講習

①目的

県内で建設業に従事している技術者の施工技術の向上を図るため2級土木施工管理技士資格取得を支援する。

②内容

2級土木施工管理技術検定試験の試験科目（学科試験・実地試験両方）の解説を行う。

③対象

原則として、奈良県に本店を置く建設業者に所属する者のうち、2級土木施工管理技術検定試験を受験意志のある者

④開催期日

令和元年8月～9月末日までに開催するものとする。

⑤時間数

学科対策および実地対策を1日間（約6時間）で実施する。

⑥開催規模及び会場

募集定員100名

奈良県橿原総合庁舎1階101会議室

< 3 > 建設業法等法令講習

①目的

建設業者に対し建設業法等の法令遵守について意識の向上を図り、入札制度等について適切な知識を理解させる。

②内容

i) 建設業関係法令等の遵守について解説する。

ii) 入札制度、総合評価制度等について解説する。

③対象

建設業者、建設業に関係する業務を行う者等

④開催期日

令和元年11月中に開催するものとする。

⑤時間数等

1日1回3時間

⑥開催規模および会場

募集定員500名以内

橿原市・大和高田市周辺の中和地域を原則とし、定員500名程度の講習会に必要なプロジェクター用スクリーン、マイクが完備されている施設で開催

6 業務内容

<1-1>1級土木施工管理技術検定試験講習（学科対策）

（1）講師との連絡調整

県の選定する5名の講師（技術士、工学博士または同程度の知識を有する講師）が講義するものとする。

講習会にかかる事案について、講師との調整を行う。

（2）会場の選定・予約

県が選定・予約した「奈良県橿原総合庁舎1階101会議室」で開催する。

（3）募集、案内

講習会の募集案内については、より多くの者に受講してもらうため、講習会の特徴や目的をわかりやすく記載した掲示物やチラシを作成して周知に努めること。建設業関連団体に対しても積極的に広報するものとし、講習会の内容により周知の効用が高まるように工夫すること。その他、インターネット、業界紙の活用など様々な広報手段を検討すること。

（4）受講者の申込受付

郵便はがき、FAX、電子メールのいずれかにより受講者の申込受付を行うこと。

（5）受講者名簿の作成・提出

講習会については事前申込制とし、受講予定者名簿を作成し開催日までに県に提出すること。また、受講者名簿を作成し講習会終了後、提出すること。

（6）受講票の発行

講習会については先着順とし、受講票を作成して受講者に送付すること。受講票の送付方法は、郵便はがき、FAX、電子メールのいずれかによるものとし、書面にて相手に伝達できるようにすること。

募集定員を超過し応募者が受講できない場合は、その旨書面にて通知すること。

（7）使用する物品の準備

講習会開催に必要な備品、消耗品、テキスト、掲示物の準備を行うこ

と。また、パソコン及びプロジェクターを用いたプレゼンテーションが行える機器並びにマイクを手配し、講習会を円滑に進行させるための準備を行うこと。

(8) テキストの用意、提供

講習会で使用するテキストは、市販のものを使用し、選定にあたっては県および講師と協議の上決定する。テキストは必要部数用意し、受講者、講師に配布するものとする。

(9) 当日の運営

当日は講習会の開始1時間程度前に会場に入り、会場設営、受付の設置、掲示物の掲出、資料の配布、必要な機器の設置、講師控室・講師の昼食及び茶菓の準備を行うこと。

受付では出席者の確認を行うこと。

講習会では進行をはじめすべての運営について支援を行うこと。

講習会終了後は受講証明書の配付、アンケート用紙の回収、片付けを行うこと。

(10) 講習会終了後のアンケート調査の項目検討・実施・集計・結果の作成

来年度以降実施の講習会改善のため、各講習会の参加者の属性、講習内容や講師に関する参加者の満足度、今後受講したい講習内容等アンケートの項目について検討すること。また、各講習会終了後、アンケート調査を実施し、集計を行うこと。集計後、グラフを使用してアンケート結果を作成し、すみやかに県に提出すること。

(11) 報告書の提出

報告書は、各講習会終了後、すみやかに県に提出すること。報告書には、報告年月日、報告者、講習会名、開催日時、場所、講師名、講習内容の概略、参加人数を記載すること。

報告書の様式は、任意とする

(12) 技術者の継続学習制度への対応

全国土木施工管理技士会連合会が実施するCPDS（以下「CPDS」という。）または建築CPD運営会議が実施する建築CPD（以下「CPD」という。）のプログラム認証を受けること。

◇プログラム認証を受けた講習会における事務処理については、以下のとおりとする。

●奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課名の受講証明書の作成等

受講証明書の様式等については、全国土木施工管理技士会連合会及び建築CPD運営会議が求める事項を記載したものとする。CPDS、CPDプログラム認証を受けた講習会については、受講証明書を発行し参加者に配付すること。

●全国土木施工管理技士会連合会及び建築CPD会議が受講証明書の発行に代えて別の方法により証明することを指示した場合は、県と協議の上、対応を決定するものとする。

●プログラム認証を受けるにあたっては、すでに登録済みの奈良県建設業・契約管理課のIDを使用するものとする。

その他の団体が実施する技術者の継続学習制度（例：農業土木技術者が加入している農業農村工学会のCPD）の取り扱いについては、各実施団体が指定する受講証明を行うこと。

(13) 講習会に係る支出

テキストの支払いを行うこと。

講師に謝金・交通費の支給を行うこと。講師謝金は1時間 18,900円とすること。また、同交通費算出については、県と協議の上、対応を決定するものとする。

昼前後に講義を実施する講師については食事の手配を行い、支払いを行うこと。

その他当該業務に係る費用について全て負担すること。

なお、支払いについて、相手方から事前に支払いを求められた場合はそれに従うものとする。

< 1 - 2 > 1級土木施工管理技術検定試験講習（実地対策）

(1) 講師との連絡調整

県の選定する講師（技術士、工学博士または同程度の知識を有する講師）が講義するものとする。

講習会にかかる事案について、講師との調整を行う。

(2) 会場の選定・予約

県が選定・予約した「奈良県橿原総合庁舎1階101会議室」で開催する。

(3) 募集、案内～(7) 使用する物品の準備

6< 1 - 1 > (3)～(7)に同じ。

(8) テキストの用意、提供

講習会で使用するテキストは、講師から提供を受けた情報により、講師が指定する体裁で作成し、印字したものを受講者に配付するものとする。

(9) 当日の運営～(12) 技術者の継続学習制度への対応

6< 1 - 1 > (9)～(12)に同じ。

(13) 講習会に係る支出

会場使用料、設備機器等使用料、テキストに関連する費用の支払いを行うこと。

講師に謝金・交通費の支給を行うこと。講師謝金は1時間 18,900円とすること。また、同交通費算出については、県と協議の上、対応を決定するものとする。

昼にかかる講義、または昼前後に講義を実施する講師については食事の手配を行い、支払いを行うこと。

その他当該業務に係る費用について全て負担すること。

なお、支払いについて、相手方から事前に支払いを求められた場合はそれに従うものとする。

< 2 > 2級土木施工管理技術検定試験講習

(1) 講師との連絡調整～(13) 講習会に係る支出

6<1-2>(1)～(13)に同じ。

< 3 > 建設業法令講習会

(1) 講義内容の決定、講師選定・調整

県の選定する国土交通省職員及び奈良県職員が講義するものとする。
講習会にかかる事案について、講師との調整を行うこととする。

(2) 会場の選定・予約

定員500名程度の講習会に必要なプロジェクター用スクリーン、マイクが完備されている施設で開催すること。地域は橿原市・大和高田市周辺の中和地域を原則とし、参加者の利便性を確保できる場所を選定し、予約すること。

なお、会場の選定に当たっては、公共交通機関を最大限利用できる等、環境に配慮するよう努めるものとする。

(3) 募集、案内～(6) 受講票の発行

6<1-1>(3)～(6)に同じ。

(7) 使用する物品の準備

講習会開催に必要な備品、消耗品、テキスト、掲示物の準備を行うこと。また、パソコン及びプロジェクターを用いたプレゼンテーションが行える機器並びにマイクを手配し、講習会を円滑に進行させるための準備を行うこと。

(8) テキストの用意、提供

テキストは、講師から提供を受けた情報により、講師が指定する体裁で作成したものとし、受講生が各自、県のホームページからダウンロードし、印字して持参する方法をとらせるものとする。

(9) 当日の運営～(12) 技術者の継続学習制度への対応

6<1-1>(9)～(12)に同じ。

(13) 講習会に係る支出

会場使用料、設備機器等使用料の支払いを行うこと。

その他当該業務に係る費用について全て負担すること。

なお、上の会場使用料・設備機器等使用料について、相手方から事前に支払いを求められた場合はそれに従うものとする。

7 中途解約

(1) 甲は、前項により本契約の変更又は中途解約の申し入れをするときは、変更又は中途解約する日の1ヶ月前までに、書面をもって乙に通知しなければ

ならない。

(2) 乙は、前1項により本契約が変更または中途解約となったときは、これにより生じた損害の賠償を甲に請求しない。

8 その他

(1) 事業実施にあたっては、県と協議を重ねながら実施するものとする。

(2) 受講料は無料とする。

(3) 講習会当日、開始3時間前の時点で、奈良県内に雨、風・雪に関する警報が発令されている場合は中止とする。中止の場合の代替開催は県と協議するものとする。

(4) 受講者の安全確保について配慮すること。

(5) この仕様書に記載のない事項あるいはこの仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議するものとする。